

制定	平成13年12月27日	近運旅一公示第46号
改正	平成14年7月10日	近運自一公示第5号
改正	平成17年7月4日	近運自一公示第8号
改正	平成18年9月26日	近運自一公示第16号
改正	平成24年2月27日	近運自一公示第12号
改正	令和4年2月14日	近運自一公示第7号
改正	令和4年5月10日	近運自一公示第1号

公 示

道路運送法施行規則第15条の4の規定に基づき「旅客の利便を阻害しないと認められる路線」を下記のとおり定めたので公示する。

令和4年5月10日

近畿運輸局長 金井 昭彦



記

1. 道路運送法施行規則第15条の4第3号の旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認める範囲は、次の各号とする。
 - (1) 道路運送法施行規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線を休止又は廃止する場合
 - (2) 付替路線（関係市町村の要望又は停留所の位置の変更が300メートル以内のものに限る。）の開設に伴い路線を休止又は廃止する場合
 - (3) 道路運送法施行規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線を休止又は廃止する場合
 - (4) 休止後1年間を経過した路線を休止又は廃止する場合
 - (5) 休止又は廃止する区間が、300メートル以内の路線である場合（当該区間に係る運行系統に関し、過去1年間に当該基準に基づく路線の休止又は廃止が

ない場合に限る。)

- (6) 休止又は廃止する区間に並行路線（鉄軌道及び道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を含む。）があり、休止又は廃止する区間内における全ての停留所から300メートル以内に当該並行路線の停留所又は駅が存在する場合
- (7) テーマパーク等への路線のうち、沿線住民の日常的な利用がないと認められる路線を休止又は廃止する場合
- (8) 午前0時から午前4時の間のみの運行を行っている路線を休止又は廃止する場合

附 則

この公示は、平成14年2月1日以降当局管内の各陸運支局において受付けた届出について適用する。

附 則（平成14年7月10日近運自一公示第5号改正）

この公示は、平成14年8月1日から適用する。

附 則（平成17年7月4日近運自一公示第8号改正）

この公示は、平成17年7月15日から適用する。

附 則（平成18年9月26日近運自一公示第16号改正）

この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成24年2月27日近運自一公示第12号改正）

この公示は、平成24年3月1日から適用する。

附 則（令和4年2月14日近運自一公示第7号改正）

この公示は、令和4年2月15日から適用する。

附 則（令和4年5月10日近運自一公示第1号改正）

この公示は、令和4年5月11日から適用する。